

船橋市教育・保育給付認定申請書（3歳未満児幼稚園定期預かり事業利用希望者用）

令和 年 月 日

船橋市長 あて

子ども・子育て支援法第20条第1項の認定について、次のとおり申請します。

保護者	住所 〒 船橋市	電話番号 自宅 () 携帯(父) () 携帯(母) ()	記入上の注意 認定・施設利用を希望する児童ごとに申込書をご記入ください。 楷書ではっきりとご記入ください。通知では簡易な字体を使用することがあります。
	フリガナ 氏名	フリガナ 氏名	受付者記入欄 受理日 年 月 日
	生年月日 昭和・平成 年 月 日	生年月日 昭和・平成 年 月 日	
	個人番号 (マイナンバー)	個人番号 (マイナンバー)	施設名
申請児童 (小学校就学前子ども)	フリガナ 氏名	障害者手帳等 有 ・ 無	受付者
	生年月日 平成・令和 年 月 日	個人番号 (マイナンバー)	市記入欄 個人番号確認
支給認定証番号	すでに教育・保育給付認定を受けている場合にご記入ください。		
支給認定証の交付	<input type="checkbox"/> 希望する 認定内容については、市からの通知書でご確認でき、施設へは市から情報提供しています。認定証を交付希望された場合、認定変更等の都度、認定証を返還いただきますので大切に保管ください。		
保育の希望	1 保護者の労働、疾病等の理由により、保育所等における保育の利用を希望する（幼稚園等との併願の場合を含む） 2 幼稚園等の利用を希望する（保育所等との併願の場合を除く） 3 保護者の労働、疾病等の理由により、3歳未満児幼稚園定期預かり事業の利用を希望する（保育所等との併願の場合を含む）		

(1) 世帯の状況

区分	氏名	続柄	生年月日	職業	勤務先名又は学校名	個人番号（マイナンバー）	こどもコード
（上記児童の保護者を含む）			大・昭 平・令 年 月 日				入力者
			大・昭 平・令 年 月 日				備考
			大・昭 平・令 年 月 日				
			大・昭 平・令 年 月 日				
			大・昭 平・令 年 月 日				
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input type="checkbox"/> その他		生活保護法の適用の有無		無 ・ 有		
今年1月1日現在の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 右記のとおり :						
去年1月1日現在の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 右記のとおり :						

(2) 利用を希望する期間及び施設（事業者）名

期間	【始期】 令和 年 月 日 から 【終期】 <input type="checkbox"/> 2歳児クラスの年度末まで / <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで
（事業者）施設名	希望施設名

(3) 祖父母の状況

続柄	同居の有無	氏名	生年月日	住所	現在の状況
祖父	申請児童と（同居・別居）、不在（死別・離婚）、不明		大正 昭和 年 月 日		就労・疾病・介護（看護） ・就学・求職・不明・その他
	申請児童と（同居・別居）、不在（死別・離婚）、不明		大正 昭和 年 月 日		就労・疾病・介護（看護） ・就学・求職・不明・その他
祖母	申請児童と（同居・別居）、不在（死別・離婚）、不明		大正 昭和 年 月 日		就労・疾病・介護（看護） ・就学・求職・不明・その他
	申請児童と（同居・別居）、不在（死別・離婚）、不明		大正 昭和 年 月 日		就労・疾病・介護（看護） ・就学・求職・不明・その他

(4) 保育の利用を必要とする事由

続柄	必要とする事由
父	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 下の子の育児休業中または育児休暇中 <input type="checkbox"/> 不在（ <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他（ ）/不在事由発生日 平・令 年 月 日） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 求職活動（施設の利用開始の <input type="checkbox"/> 前に求職活動を開始 <input type="checkbox"/> 後に求職活動を開始 / <input type="checkbox"/> 破産・整理解雇を受けた 平・令 年 月 日）
	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 下の子の育児休業中または育児休暇中 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産（予定日 月 日） <input type="checkbox"/> 不在（ <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他（ ）/不在事由発生日 平・令 年 月 日） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 求職活動（施設の利用開始の <input type="checkbox"/> 前に求職活動を開始 <input type="checkbox"/> 後に求職活動を開始 / <input type="checkbox"/> 破産・整理解雇を受けた 平・令 年 月 日）
希望する利用曜日	
月・火・水・木・金・土	
希望する利用時間	
時 分 ～ 時 分	

その他の状況	申請児童の現在の状況を教えてください。
	<input type="checkbox"/> 認可保育所等を利用 <input type="checkbox"/> 認可外保育所を利用 <input type="checkbox"/> 認証保育所を利用 <input type="checkbox"/> 事業所内保育所を利用 <input type="checkbox"/> 幼稚園を利用 <input type="checkbox"/> 家庭内で保育している <input type="checkbox"/> その他（ ）
	【4月利用（一次）申込者のみ記入】保育所等の利用申込みをしている（待機中を含む）場合は、該当するものに記入してください。
	<input checked="" type="checkbox"/> 3歳未満児幼稚園定期預かり事業と保育所等の利用がどちらも決定した場合は <input type="checkbox"/> 3歳未満児幼稚園定期預かり事業を利用する ↳ 保育所等の利用申込みは取り下げとなり、利用調整は行いません。 ➡ <input type="checkbox"/> 確認しました <input type="checkbox"/> 保育所等を利用する ↳ 申込した3歳未満児幼稚園定期預かり事業の実施施設に辞退する旨の連絡をし、必要な手続きを行ってください。
同居親族に、障害者手帳やその他手帳の交付、要介護（要支援）認定や、医師の診断を受けている方はいますか。	
該当者が（ いる ・ いない ）	

認定の期間	下記の項目について確認いただき、チェック欄に☑してください。
	①利用希望施設の利用調整の結果、3歳未満児幼稚園定期預かり事業の利用が不承諾となった場合は教育・保育給付認定の期間は認定開始日の月末までとなります（ただし、保育所等の利用申込みをしている場合や、保育所等の待機中である場合は除く）。再度利用を希望する場合は、改めて利用希望施設への申込と本申請書の提出が必要となります。 ②利用後に3歳未満児幼稚園定期預かり事業の施設を途中退園した場合、送付した認定通知の記載内容に関わらず、退園日の月末で認定期間が終了となります（ただし、翌月の1日から保育所等の利用申込みをしている場合や、保育所等の待機中である場合は除く）。 上記①及び②について ➡ <input type="checkbox"/> 確認しました

3歳未満児幼稚園定期預かり事業の利用に関する確認事項（同意書）

※以下の確認事項をよくお読みのうえ、各項目のチェック欄に☑し、ご署名をお願いいたします。

教育・保育給付認定の確認事項		チェック欄
1	3歳未満児幼稚園定期預かり事業を利用する場合は、2号・3号での教育・保育給付認定を受けることが必要です。申込みの際には、「保育を必要とする事由」の確認をさせていただきます。	<input type="checkbox"/>
2	教育・保育給付認定の可否結果は文書で通知します。	<input type="checkbox"/>
3	教育・保育給付認定を受けた後に、申請または認定内容に変更が生じた場合は「船橋市教育・保育給付認定内容変更申請書兼教育・保育給付認定届出事項変更届」を使い、必ず変更を希望する前月までに変更を申請してください。変更内容によっては、変更後の事項を記載した通知書を交付することとなります。	<input type="checkbox"/>
4	教育・保育給付認定の有効期間は保育を必要とする事由により異なります。教育・保育給付認定期間が終了した支給認定証をお持ちの場合は、速やかに支給認定証を返還してください。また、利用施設に対して利用終了の手続きをしてください。	<input type="checkbox"/>
5	ご提出いただいた書類について、勤務先等の証明者に問い合わせることがあります。	<input type="checkbox"/>
6	育児休業（休暇）明けで申込み場合、復職日により利用可能月が異なります。就労証明書の「育児休業期間」記入欄に明記してもらうか、勤務先から育児休業（休暇）証明書を取得してください。育児休業（休暇）を繰り上げて申込みをする場合は、育児休業（休暇）からの繰り上げ復帰ができることを確認させていただきます。なお、利用決定され、育児休業（休暇）を繰り上げて復帰する場合は、入所月の翌月15日までに復職する必要があります。	<input type="checkbox"/>
7	利用の可否決定は、市が保育の必要度に応じた順位付けを行い、その順位を基に実施施設が決定します。実施施設は受け入れ可能な人数の範囲内で順位に従って決定しますが、受け入れ可能な順位であっても、実施施設が受け入れできないと判断した場合には、不承諾となることがあります。	<input type="checkbox"/>
8	事業の実施にあたって必要となる場合、連携機関から必要な情報の提供を受けることがあります。また、連携機関からの求めに応じ資料を提供することがあります。 （連携機関の例）※他市区町村を含む 戸籍住民課、児童家庭課、生活支援課、市民税課、療育支援課、3歳未満児幼稚園定期預かり事業実施施設	<input type="checkbox"/>

教育・保育給付認定及び3歳未満児幼稚園定期預かり事業の利用にあたり、以上の確認事項について同意します。

（署名欄） 同意年月日 令和 年 月 日

千葉県船橋市

保護者（父）氏名

保護者（母）氏名

※ 以下の欄には記入しないでください（船橋市確認欄）

就労証明書	父・母	意見書	父・母	在学証明書 カリキュラム	父・母	年度住民税	父・母	自営証明	父・母
その他						備考			